

令和7年 第3回定例会

浦 白 町 議 会 会 議 録

令和7年 9月 3日 開会

令和7年 9月 3日 閉会

浦 白 町 議 会

浦臼町議会第3回定例会 第1号

令和7年9月3日（水曜日）

○議事日程

- | | |
|----|--|
| 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 2 | 会期の決定 |
| 3 | 諸般報告 |
| 4 | 行政報告 |
| 5 | 一般質問 |
| 6 | 議案第32号 令和7年度浦臼町一般会計補正予算（第4号） |
| 7 | 議案第33号 令和7年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 8 | 議案第34号 令和7年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 9 | 議案第35号 浦臼町議会議員及び浦臼町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について |
| 10 | 議案第36号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 11 | 議案第37号 浦臼町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 12 | 議案第38号 浦臼町営バス運行条例の一部を改正する条例について |
| 13 | 議案第39号 浦臼町監査委員条例の一部を改正する条例について |
| 14 | 議案第40号 浦臼町公共下水道設置条例の一部を改正する条例について |
| 15 | 議案第41号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 16 | 議案第42号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について |
| 17 | 議案第43号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について |
| 18 | 議案第44号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について |
| 19 | 議案第45号 財産の取得について |
| 20 | 同意第1号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについて |

- 2 1 同意第 2 号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについて
- 2 2 同意第 3 号 教育委員会教育長の任命の同意を求めることについて
- 2 3 報告第 4 号 令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 2 4 認定第 1 号 令和 6 年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 2 5 認定第 2 号 令和 6 年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 2 6 認定第 3 号 令和 6 年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 2 7 認定第 4 号 令和 6 年度浦臼町下水道事業剰余金の処分及び決算の認定について
- 2 8 発議第 2 号 事務の検査について
- 2 9 意見書案第 3 号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
- 3 0 所管事務調査について（総務産業常任委員会）

○出席議員（8 名）

議 長	8 番	小 松	正 年	君	副議長	7 番	柴 田	典 男	君
	6 番	静 川	広 巳	君		5 番	中 川	清 美	君
	4 番	野 崎	敬 恭	君		3 番	高 田	英 利	君
	2 番	土 屋	慎 一	君		1 番	砂 場	明	君

○欠席議員（0 名）

○出席説明員

町		長	川 畑	智 昭	君
副	町	長	石 原	正 伸	君
教	育	長	河 本	浩 昭	君
総	務 課	長	城 宝	睦 己	君
総	務 課 主	幹	安 田	良 弘	君
総	務 課 主	幹	早 坂	隆 広	君
住	民 課	長	明 日	見 将	君
住	民 課 主	幹	國 田	幹 夫	君

福 祉 課 長	齊	藤	淑	惠	君
福 祉 課 主 幹	栗	野	敏	朗	君
産 業 課 長	馬	狩	範	一	君
産 業 課 主 幹	山	崎		哲	君
建 設 課 長	上	嶋	俊	文	君
建 設 課 技 術 長	竹	田	圭	一	君
会 計 管 理 者	中	田	圭	刀	君
教 育 委 員 会 事 務 局 長	横	井	正	樹	君
教 育 委 員 会 主 幹	小	田	修	司	君
農 業 委 員 会 会 長	位	田		勝	君
代 表 監 査 委 員	笹	木	政	廣	君

○出席事務局職員

局	長	國	田	朋	子	君
書	記	藤	澤	翔	太 郎	君

◎開会の宣告

○議長（小松正年君）

本日の出席人員は8名全員です。

定足数に達しております。

ただいまから、令和7年第3回浦臼町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（小松正年君）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小松正年君）

日程第1、会議録署名議員の指名を会議規則第118条の規定により、議長において、3番高田議員、4番野崎議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（小松正年君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月5日までの3日間にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月5日までの3日間と決定しました。

◎日程第3 諸般報告

○議長（小松正年君）

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、令和7年第2回定例会以降、今日までの議長政務報告をお手元に配付してありますのでお目通し願ひ、主なもののみ報告いたします。

8月4日から6日まで、空知町村議会議長会中央要望実行運動を行ってまいりました。5日9時より、衆議院議員の神谷先生、参議院議員については7名の先生のお部屋へ、議長全員で要望活動をしてきました。その後は北海道選出議会議員への要望運動を行い、午後から3班に分かれまして、各関係省庁への要望活動を行ってまいりました。夕方6時から神谷先生、勝部先生、岸先生と懇談会を行い、中央要望実行運動

を行ってまいりました。

以上、報告といたします。

次に、教育長より令和6年度浦臼町教育委員会事務の点検及び評価結果報告書の提出がありました。その写しをお手元に配付しておりますので、ご承知願います。

次に、監査委員より令和7年6月から令和7年8月に実施した例月出納検査結果の報告がありました。その写しをお手元に配付してありますので、ご承知願います。

次に、総務産業常任委員長より所管事務調査の報告がありました。その写しをお手元に配付してありますので、ご承知願います。

以上、4件について報告済みといたします。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（小松正年君）

日程第4、行政報告を行います。

初めに、町長から行政報告の申し出がありました。

これを許します。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

おはようございます。

令和7年浦臼町議会第3回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日をもって召集いたしました第3回定例会については、議案14件、同意3件、報告1件、認定4件を上程いたしております。各議案とも、提案の際に詳細についてご説明をいたしますので、ご審議いただき、町政推進のためにご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

この際、第2回定例会以降の動静につきましてご報告を申し上げます。

まず、6月29日、東京都のアルカディア市ヶ谷私学会館で開催された東京浦臼会の解散総会に参加してまいりました。尾田会長をはじめ役員・会員の皆様38名と、議会、役場、それに王子江ご夫妻にもご出席をいただき、総勢49名での開催となりました。また、会場と浦臼町をネットで接続し、東京浦臼会発足時の町長でありました山本要様にもリモートで参加いただき、当時の思い出とともにごあいさつをいただいたところです。平成5年2月20日に誕生した東京浦臼会は、今回の総会をもって32年の歴史に幕を下ろすことになりました。大変残念ではありますが、様々な事情が重なったの厳しいご判断と理解するところです。長きにわたり、日本の中心からふるさとを思い、ご支援いただいた初代会長の鎌田泉様から尾田武雄様に至る歴代会長をはじめ、役員の皆様、そして浦臼を応援していただいた全ての会員の皆様に対し、感謝の言葉と、今後とも変わらぬご支援を賜りますことをお願い申し上げます。最後の開催となった総会を終えたところです。

次に、本年度も6月から気温が30度を超える高温傾向が続いたことにより、水稻

の生育も早まり、適期判定が始まって以来最も早い先月22日に実施されましたこと
はご承知のとおりでございます。早い方は早々に刈取りが始まり、一昨日、忠臣蔵ラ
イスターミナルにおいては初出荷のセレモニーが行われました。検査を受けた数量は
まだごく僅かですが、今の段階での入庫状況では、たんぱく・整粒歩合とも良好な数
値となっており、また乳白粒の割合もかなり低いという報告を受けているところでご
ざいます。

先月半ばに公表された今年の概算金は大幅な増額となり、前年に比べさらに上乗せ
されており、令和の米騒動の今後の動向が気になるころではあります。昨年に続
き、質、量、そして価格とも三拍子そろった豊穰の出来秋の再来を心から期待すると
ともに、これから本格化する収穫作業と受入れ作業が事故なく終わられることを願
い、行政報告といたします。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

次に、教育長から教育行政報告の申し出がありました。

これを許します。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

おはようございます。

議長の発言のお許しがございましたので、第2回定例会以降の教育行政報告につ
きまして、お手元の報告書をお目通しいただき、数点につき報告をさせていただきます。

7月9日から21日まで、郷土史料館で開催いたしました坂本龍馬直筆の手紙特別
展示につきましては、期間中、前年の2倍を超える128人の来場者をお迎えしてご
ざいます。

また、8月20日には浦臼町文化財保存会、三浦輝雄会長に町長室にお越しいた
だき、郷土史料館に設置する除湿機2台の寄贈式が行われました。近年の気候変動の影
響により、北海道においても湿度が高く、貴重な展示物の環境改善に苦慮してありま
したが、寄贈いただいた除湿機の設置により目に見えて改善が図られており、感謝に
堪えないところであります。

次に、4月17日に実施されました令和7年度全国学力・学習状況調査の結果概況
といたしまして、公私別、教科別の平均正答率についてのみこの場でご報告をさせ
ていただきますが、中学校の理科につきましては、タブレット端末を使い、オンライ
ンで出題回答する方式を初めて導入し、結果につきましても平均正答率ではなく国際
的な学力調査で採用される平均IRTスコアで示され、500が基準となっております。

まず、小学校の国語につきましては、全国が67%、北海道65%、浦臼町64%。
算数につきましては、全国58%、北海道55%、浦臼町55%。理科につきましては
全国57%、北海道56%、浦臼町52%。また、中学校の国語につきましては、
全国54%、北海道54%、浦臼町60%。数学につきましては、全国48%、北海
道47%、浦臼町53%。理科につきましては、IRTスコア全国503、北海道が

505、浦臼町549という結果でありました。

なお、学習状況等も含めました詳細につきましては、例年どおり小中学校の学校だよりにおきましてご報告をさせていただきますし、北海道版結果報告が11月に道教委からなされることとなっております。結果に一喜一憂することなく、引き続き子どもたちの学びの支援にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上、教育行政報告とさせていただきます。

○議長（小松正年君）

これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

○議長（小松正年君）

日程第5、これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

発言順位1番、柴田典男議員。

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

令和7年第3回定例会におきまして、私は町長に一般質問を行いたいと思います。件名については、町民まちづくり活動応援補助金事業の発展的改善を求めるということとであります。

平成29年度より始めた助成事業について10年あまりが経過しており改善を求めるものであります。

町民の自主的な地域コミュニティの推進やまちづくり活動への助成により、地域や町の活性化を目指すものとして、大変有意義な事業と考えます。

一つ目の質問として、今までの助成活動の内容はどのような活動ですか。

また、町民ファーストを基本に考えた場合、次のような改善を求めるものであります。

一つ目として、審査会の時期を2月か3月にすることにより、次年度の予算となりますが、活動期間を4月から1年間とすることができます。変更不可であるならば、交付決定前着手届のような手続きを経て、円滑な事業となるように考えるべきと思います。

次に、審査会は現在、町づくり委員会に委嘱していますが、町長が委嘱した副町長を代表とする関係課長数人に任せるべきだと考えます。現在の委員会に採点させるやり方は、まちづくりに意欲を燃やして取り組もうとするバイタリティーに水を差すように思います。点数を付けて優劣を付けるのは残念でなりません。そもそも町づくり委員会は自ら町に対して様々な提言や進言を活動基本とするべきであり、諮問機関ではないことを期待します。

次に、補助率は100%と変更を考えるべきと思います。前述した審査会は、その補助率の率に関して町おこしの内容により、いわゆる減率の権限を持つこととすることで安定していくものと思います。

次に、申請に係る書類が多く、負担に感じているところがあるのではないのでしょうか。簡素化することにより、取り組みやすいものになるのではないのでしょうか。

以上のような改善により、町民がもっと参加しやすい事業として、更なる活性化を期待するものであります。

答弁よろしく申し上げます。

○議長（小松正年君）

答弁申し上げます。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

柴田議員のご質問にお答えいたします。

町民まちづくり活動応援補助金は、地域の活動団体が主体性を持って自発的に企画提案するまちづくり事業を支援するための制度でございます。

1点目のご質問につきましては、平成29年度から昨年度までに8団体14事業を採択しております。これまで不採択になった事業はございません。採択した事業の一覧は別紙で配付した資料をご高覧願います。

2点目のご質問につきましては、議員と同様に課題として認識しているところであり、募集時期や審査会開催時期の見直し、債務負担行為の承認等により対応は可能と考えておりますので、次年度からの課題解決に向けて検討してまいります。

3点目のご質問につきましては、副町長を代表とする職員が審査を行うと行政的な視点に偏る恐れがあるため、福祉の町づくり委員が審査を行うことで、町民の視点から平等性や公平性を確保できると考えます。さらに、まちづくりに関する申請事業の必要性についても、より客観的な審査ができるものと考えております。

また、採点方式を採用しておりますが、これは審査結果を客観的に判断するための評価を数値化するためであり、現在は当該団体にのみ点数を公表しております。採択を決定する際には予算の範囲内で執行する必要があるため、客観性を担保することができるこの採点方式が必要であると考えております。

また、福祉の町づくり委員におきましては、浦臼町福祉の町づくり委員会設置規則第2条に定めるとおり、町長の諮問事項等の調査研究を行い、その結果に基づき町長に意見を述べるものとされており、現に諮問機関に位置付けられております。

4点目のご質問につきましては、議員ご提案のとおり、補助率を100%に引き上げることで活用のハードルが下がり、より多様な主体の地域課題解決への取り組みが期待できる一方、事業の効果や持続性、費用の根拠等の検討が不十分な状態での申請の増加も懸念されるところです。負担低減のメリットは理解しますが、現行補助率等を維持しつつ、地域の活動団体が主体性を持って自発的に企画提案するまちづくり事業を支援してまいります。なお、現行の制度では補助金算定において事業経費から事業収入を差し引いた額に補助率を乗じる算定方法となっておりますが、この算定方法の改善を検討してまいります。

5点目のご質問につきましては、事業申請団体に提出いただいている書類は、通常の補助申請において一般的なものであり、必要最低限のものと考えております。なお、

団体より相談がありましたら、担当係におきまして助言や参考資料の提示等の作成支援で今後とも対応させていただきます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

それでは再質問ございますか。

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

答弁いただいたのですけれど、丁寧に全てを否定しているという内容の答弁であります。公務員の皆さん、大変自尊心があるので、そう簡単に言われて変える気概ではないような、丁寧にほぼお断りを入れてきたという答弁なのですけれど、普段からこういう、例えば事業に対して検討する場がないのです。ないものですから、今回一般質問でぶつけさせていただいたのですが。

当時、平成28年ですか、斎藤町長時代にいわゆる平取町の町税1%まちおこし事業というのを大変私が気に入りまして、現地まで調査に行って、それで町に提案させていただきました。

当時の企画室ですか、3人ほどで平取を訪ねて行って、それが基本となってこの事業の内容は作られたと私は認識しているのですけれど、当時の平取町の内容的な、仕組みを少し改善した形でうちの町は始めた。当初は4団体が申請したのですが、その後、その中から採用された誰でも食堂は、今は全く別の補助対象として活動しておりますけど、これがきっかけでもありました。

私も当初、申請させていただいてプレゼンしたのですけど、正直言って抵抗感がありました。何かというと、町長、ほかの首長から君80点だねと言われたら、いい気持ちはしませんでしょう。他の課長もそうです。同僚から君何点だねと点数を付けられて、気持ちのいい思いはしないと思うのです。

あの時私もプレゼンして、ちょっと何点だったかは覚えていないけれど、同じ町づくり委員に点数を付けられるのです。私もかつて若い頃、町づくり委員をやったことがあるのですが、今ここに諮問機関と書いてあったのですけれど、当時は諮問というよりも、まちづくりに対して建設的な意見が内容的に出ていた。そういう活動をしました。町づくり委員だけで、まちおこしをしている町に泊りがけで研修に行ったこともあります。そういう活動をしていたのが町づくり委員会でした。

今回、そもそも点数を付けることに対して、町長は答弁の中では「採点方式を採用しておりますが、これは審査結果を客観的に判断するために評価を数値化する…」とあるのですけれど、そもそも町の活性化って何ですか、ということです。町民がうちの町のために、例えば今回、今年の実業の内容で桜を植えていると思います。その発想をした段階で私はもう100点だと思いますよ。私、前に町長に一般質問で言ったことあるのですが、桜の寿命というのは50年から60年なのです。今、いこいの森でも桜ヶ丘公園でも、ほぼ50年に近い歴史がたってきているのです。そこに今、てんぐ巣病が蔓延しているのです。いずれ朽ちるのです。ですから、いこいの森にも当時の誰かが桜を植えて看板だけ立ててという桜もあるのですけど、ほぼ駄目になって

きていますでしょう。あれ、病気なのです。桜のようなものは、時代時代に紡いでいく人がいないと絶対歴史として残らない。

だから本州で桜並木の人気があるのは、その時代時代にやはり植えていこうという気概を持っていなければ駄目ですよということを私前に言ったことがあって、当時でんぐ巢病でそろそろ朽ちていく桜で、いこいの森行ったらわかるでしょう、あそこ切られた桜がいっぱいあるのですよ、伐採してあるのが。でも、何もしなかったでしょう。対策します、検討しますで終わったのです。

そこで今回、いこいの森じゃなくて桜ヶ丘公園だったのですが、自費で今回植えたわけでしょう。私はもう、その発想の時点で点数的には100点。そして町がやらないことを私たちがやってあげようという気持ちに対しては、100%町が補助するべきじゃないですか、というのが今回の質問の発端です。

そこに対して、その発想に点数を付けましょうと町づくり委員会がやろうとしていることも私は間違いだと思う。例えば町にそういう企画をしてくれる人がいっぱいいて、いやとても採点していかないと順番決められないのです、というならわかります。平取町はそれぐらい出てくる町です。年間だけで十四、五件出るのですから。それを絞っていくために当時は同じような仕組みだったわけです。でも、そこはもうかれこれ30年ぐらい同じ事業をやっていて、改善していますよね。今は町の協働のまちづくり事業ということで、1%事業はやめています。そして当時、審査会も民間から4人出してやっていたのですが、今は私が言ったとおり行政の方で判断しています。その方が同じなのですよ、補助するのですから。そしてこういう事業を採択しましたよというのは、広く町民に広報すればいいわけですから。

そして、町づくり委員会の中でもしやるのであれば、こういうまちづくりをしようという気概がある人たちがいますよということを、もっと公表するべきです。

これ、答弁書は多分担当の方の考えも多くあったと思うのですが、町長自身はどう思いますか。お聞きしたいのはまず、補助率100%。例えば今回の桜のような事業があるわけですから、100%にしておいて、その審査会が、いや、これは100出さないで8割にしよう、7割にしよう、6割にしようということを審査会が考えればいい。だから基本は100にしておけばいい。今回は自費で桜を植えてもらっているのですよ、本来町がやるべき事業です、そういませんか。ですから、今回もう一度町長の考えを聞きます。補助率100%についてどう思いますか。

それから、点数を付けること、町長自身本当にどう思いますか。

それから町づくり委員会ではなくて、私が言った副町長を代表とする審査会にすべきだと思うのですけれど、再度質問します。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

お答えいたします。

まず1点目、補助率100%についてですが、考え方の1つとしては当然あると考

えております。答弁の中でもお答えいたしましたけれど、当初もお話したかと思いますが、100%にしなかった理由は、自費を、自腹をある程度使ってでもこの事業をやりたいのだという強い意識といいますか、意思表示の部分を勘案いたしまして、8割までの補助で2割の自己負担を求めるということで始まったのが10年ほど前のこの事業だったかと思っております。その考えは今でも変わっていませんということで答弁をさせていただいたところではございます。数日前にこの質問をいただきましたが、すぐそう改めさせていただきますという回答にはなかなかならないのも事実でございまして、100%になる、ならないは別といたしまして、事業自体の改善、見直しにつきましては今後とも進めてまいりたいと思っております。

次に点数化についてですけれど、平取さんの方式は基本100%にしてそこから減額するという方式でしたよね。確か以前の平取方式でも100%ではなかったと思いますが、確かあの時、ものすごい数の事業が出てきて、当初の額よりかなり減額されて採択されたという資料を見たことがございます。結果的には予算の範囲内という前提で進んでいるためなのかとも思っておりますけれども、ある程度の事業評価、それは点数化ということなのかもしれませんが、それをした中で減額ということになっていたのかと思っておりますので、補助率を100%にしても減額するのであれば、点数化というのは避けられないのではないかと考えていますので、今のところそういう考えでいます。

あと、町が審査することにつきましてはこの答弁のとおりなのですが、町の課長職なり副町長が組織して審査するというのは、どうしても100%役場の見方ということに陥るのではないかと、というのが私の考えなのですが、そこは多分考え方が相違しているかと思っております。今の段階では、一般町民で組織されている町づくり委員さんのご意見をいただくことが、私としてはよりよいやり方なのかなと考えておりますので、答弁といたしましてはそのようにお答えさせていただきます。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

どうしても平取町を例にしてしまうものですから、申し訳ないのですが。平取は、今は100%で、当時は80%です。審査会も当時は一般の人、今は副町長が頭です。協働のまちづくり事業ということで改善しています。そして、100%で最高限度40万円と、あと高校生がまちづくりに関して提案したことに対しては10万円ということで分けて、協働のまちづくりということで、今年度で4件。以前はイベントに対しても出たのです。例えばある地区で、晩生内みたいな地区で花火を上げたい。それで補助金を申請して、そういうことでも町おこしということで向こうの町は補助金を出した。今はイベントに対しては出しませんとなっています。それだけ熟してきたということだと思いますよ。町民と行政が一緒になって町おこしをしていこうという内容が熟してきたから、今の事業にしてもやっていけるのだと思うのです。今、うちの場合はそれに取り組んでも申請は多分出てこないと思います。まだ早い。だから、

多少のイベントに対してでも、そうやって町を活性化するためにやってくれるのであれば町としても考えよう、そういう考え方になって欲しいのですよ。

例えば晩生内でも桜を植えています。新生児が生まれたので、記念植樹ということで毎年毎年植えてもう30本近く、ここ6、7年植えているのです。これ、1回も補助金の申請したことはない。植える時期と申請する時期が合わないから。でも、地元の人みんな喜んでいて、子どもの名前をつけた桜として、今までもそう、多少の被害があるので痛んでいるのもあるのですが、でもそうやって桜を誰かが植えていかないと、将来この子どもたちが見る桜があるのですか、ということです。そういうことですよ、それをやっぱり誰かがやらなければと言って、今年やった団体がある。それで、町はただ側で見ているだけ、お金出したでしょで終わっていいのですか、というのが私の考えです。

だから、町がそうするべきだったことを考慮して、個人がやってくれた。今町長の答弁の中で、自分が出してでもこの事業をやりたいのだと思って欲しいと言ったのですけれど、そうですか。僕個人的には、町がやらないからしょうがない、自分たちでやらないと駄目だね、ということでやったと思いますよ。だからそういうことに対しては、もっと町が応援して欲しいなということです。

改善していく余地はありますか。答弁はほとんど遠回しに、今のままでやりますとあるのですけれど、どうですか。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

お答えいたします。

この場で100%確定的なことは申し上げることはできません。ただ、どの事業でもそうですけれど、改善していく、見直していくというのは当然のことではございますので、今回は本当にいい機会だったかと思えます。

ただ、全て否定されているという部分につきましては、よく答弁をご覧いただきまして、全てではないということです。时期的な問題につきましては、やはり年度替わりというのがどうしてもこれまで問題になってきたところもございまして、その辺りにつきましては年度明けてすぐ着手できるような形への改善は来年に向けてしていきます。

今後とも検討は続きます。

○議長（小松正年君）

次に発言順位2番、中川清美議員。

中川議員。

○5番（中川清美君）

第3回定例会において、町長に一般質問を2点質問したいと思えます。まず初めに、クマ出沒に対するドローンの活用ということで質問させていただきます。

数年前から、全道各地でクマが出沒したというニュースが報道されるようになりま

した。死亡事故は、直近では2023年5月に幌加内町の朱鞠内湖、そして今年7月12日には福島町、そして8月14日は斜里町羅臼岳においても発生したばかりでございます。

本町におけるクマの駆除は、概ね15年ぐらい前から、箱わなで3頭、発砲での駆除は1頭だったと記憶しております。また、駆除には至っておりませんが、目撃情報や足跡が確認されています。数年前に晩生内に出没した際は、早朝から夜まで居座り、民家に近い場所でのクマの活動が確認されるなど、駆除には至りませんでした。事故が起きなかったことは幸いでした。2年前には発砲による駆除が行われましたが、猟友会の追跡による駆除となり、非常に危険な対応だったと考えます。

現在、クマの出没に対応するための赤外線ドローンがあり、原則、免許は不要となっています。また、国家資格を持っていると飛行条件の幅が広がります。

町民の安全・安心のためにもドローンの導入が必要と考えますが、町長の考えを伺います。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

中川議員のご質問にお答えいたします。本町のヒグマの捕獲は、令和2年度1頭、平成27年度1頭、平成25年度1頭を箱わなによる捕獲駆除、令和5年度には石狩川堤防内で追跡による駆除を行っています。

また、ヒグマの出没情報については毎年10件程度の足跡やフンの発見情報が寄せられ、防災無線を用い、町民の安全のため注意喚起を行っているところです。

議員ご指摘の令和2年7月の晩生内に出没し駆除に至らなかったケースや、令和5年10月の石狩川堤防内の猟友会の追跡により駆除したケースは、駆除に参加した猟友会員や昼夜警戒警備に当たった役場職員がヒグマの個体位置を把握できていない状況下での対応のため、非常に危険な任務であったと認識しております。

赤外線カメラ搭載のドローンの活用は、樹木の間や薄暗い時間帯においてもヒグマの熱源を検知し、早期発見を可能にするもので、ヒグマへの近接リスクを事前に察知・回避する行動を促すことができ、結果として遭遇件数の減少と迅速な現場対応を両立させることが期待できます。

しかし、実際には枝葉の密集度や障害物の状況により、熱感知ができない場面も多く、導入にかかる費用と運用にかかる年間費用を考慮すると費用対効果は決して高くはないと考えています。

現段階で直ちに導入する考えはありませんが、ヒグマ捕獲に従事される方の安全確保のため、一定の有効性を理解するものであり、自然災害時の救助や状況確認などの多目的利用も含めた効果の検証、機器の選定を進め、将来的な導入もしくは専門事業者への業務委託を検討してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（小松正年君）

それでは再質問ございますか。

中川議員。

○5番（中川清美君）

将来的には検討していくということでもありますが、実際にドローンがあるのとな
いのは、やはり駆除する側にとっても、また警戒に当たる側にとっても非常に心強
いものがあるのではないかなと。そしてまた安全性が高い、非常に効果的なものでは
ないかと思っているところでもあります。

枝葉があれば見えないかもしれませんが、移動しているときのクマの状況等
については瞬時にダイレクトに確認できるといったことで、非常に効果が期待できる
ものではないかなと考えておりますし、費用等もありますが、私の調べたところでは
大体1機当たり100万円前後で導入ができるという資料も見ているところでもあ
りまして、決してそんなに高いものではないのかなと考えております。費用対効果等
も答弁されておりますが、安心・安全、命を守ることに對しては費用対効果を求めて
はならないと、これは絶対に、私はそう思っているところであります。

そういった点を十分に今後検討していただいて、考えていただきたいと思いま
すし、専門業者への業務委託ということも書かれておりますが、クマが出たときには
やっぱり即座に對応しなければならぬので、専門業者というものはそうですかとい
ってすぐ来られるものでもなく、やはり半日1日、對應には時間がかかってくるの
ではないかなということも考えられますので、また本当に多目的な利用もできます
ので、しっかりと早急に、今後の導入に向けての考えを進めていただきたいと思っ
ております。

私の方から再質問としまして、導入に至るまでの間にもう、今年も集治監沢にお
いてクマの足跡が発見されているところでもあります。いつ町場に出てくるかも、や
っぱり想定はつかないところでもあります。それで今後、クマが出てきたときの對
処法なのですけれど、今まで獵友会と連携を取って對応してきているところであ
りますが、いまだに獵友会とのしっかりとした駆除に對する訓練だとか、そうい
うものがなされていないので、この辺でしっかりと獵友会と駆除に向けた訓練、
また、初動のマニュアルなどを作っていかなければならぬし、それが町と獵友
会との信用の繋がりになると考えているところであります。

道の獵友会の方も先日発表されておりますが、現場の状況においては、獵銃
での駆除を中止できるということも強くうたっているところがございますので、
そういった獵友会、地元との意思疎通が一番大事なところでもありますので、
今後に向けてそういった訓練マニュアルの作成の考えはあるのか、再質問と
させていただきます。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

前半のドローンの導入につきまして回答させていただきますけれど、単
独での購入というのはやはり難しいというか、頻度の問題と費用対効果
の問題もありますのでク

マ単独での導入というのは困難かと思っておりますけれども、災害時、現在は砂川地区消防組合でもドローンが導入されておりますけれども、個別の町でも必要性を十分感じられるものでありましたら合わせて、ドローンにつきましては今後とも検討していきます。

後半につきましては、課長の方からお答えさせていただきます。

○議長（小松正年君）

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

質問にお答えいたします。

猟友会と町との関係については、クマの出没情報があれば常に猟友会と情報を共有して、一緒にパトロールなどをしていただいておりますので、町と猟友会としては連携しているという形になってございます。

緊急銃猟の関係につきましては、当然そのマニュアルの作成も義務付けられておりますので、町としてもマニュアルの作成は必須として、訓練についても考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

中川議員。

○5番（中川清美君）

しっかりとやっていくということでありました。

ドローンについては早急な導入は難しいかもしれませんが、前回の晩生内での発砲駆除の時に、猟友会同士の連絡がなかなか取れなくて個々のスマホで連絡を取り合っていたというようなことも聞いておりました。これはしっかりと共通無線等を利用した中での対応が望まれるのかなということで、私の方からもそれは要望していきたいと思っております。

また、浦臼町の役場職員にも猟友会のメンバーがおられるところでもあります。浦臼町役場職員も消防団には加盟しているわけなのですが、火災等が起きた場合には義務免除ということで早々に現場に赴くことが可能ですが、猟友会というのはやはり趣味の範囲であるがために、現場にすぐその職員が赴くということはなかなか難しいのかなと私も理解をしているところでもあります。しかしながら、このように頻繁にクマが出没しているときにおいては、緊急時のための義務免除ということで、駆除に向けて現場に出動できる体制は構築できないものか、この辺しっかりと対応願いたいということで、再々質問とさせていただきます。

○議長（小松正年君）

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

質問にお答えいたします。

役場職員の緊急銃猟の出動とか実施隊につきましては、義務免で定めております。

ただ、今の役場の職員に限っては住民避難とか通行の規制という役場の役割があるものですから、そちらの方で従事していただかないと駄目だという形で考えております。

以上です。

○議長（小松正年君）

それでは、2番目の質問の方に移っていただきたいと思います。

○5番（中川清美君）

2番目の質問といたしまして、町長に坂本竜馬生誕200年事業に向けてということで質問をさせていただきます。

歴史上有名な坂本龍馬が浦臼町に関わりがあるということは、皆さんご承知のことと思います。坂本龍馬は1835年11月15日高知市で生まれ、今年、生誕190年を迎えます。日本の幕末の志士として活躍し、薩長同盟の締結や大政奉還の実現に尽力し、明治維新を実現しました。惜しくも1867年12月10日、志半ばで京都の近江屋において暗殺されました。

坂本竜馬は北海道開拓を志していましたが実現に至らず、その実現は甥の直寛に受け継がれました。本町には、坂本家のお墓や、郷土史料館には坂本龍馬直筆の手紙が保管されています。

このことは高知県立坂本龍馬記念館の元学芸課長であり、坂本龍馬の研究者でもある前田由紀枝さんが以前にご講演をされております。北海道龍馬会でも一目置かれる方です。

2035年には記念すべき生誕200年を迎えますが、今後10年の間に十分な計画を立て、内容の濃いイベントを行ってはいかがでしょうか。200年に一度という重みもありますので、私からのイベント開催の提案といたします。

以上です。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

中川議員の2点目、坂本龍馬生誕200年事業についてのご質問にお答えいたします。

議員のご質問にありますとおり、本年は坂本龍馬生誕190年の節目に当たり、龍馬と最も関わりが深いと言える高知県においては、高知市をはじめ県内各所において年間を通して様々なイベントが開催されることとなっているものと承知しております。

本町の歴史文化アドバイザーを務めていただいている前田由紀枝氏が本年6月14日に札幌市において生誕190周年を迎えるのを記念する講演が行われ、私自身も当日、お聴かせいただいたところでございます。

現時点では記念事業の公式な発表は承知しておりませんが、龍馬生誕200年は特別な節目であることから、高知県を中心に大規模なイベントが開催されるものと思わ

れます。

ご質問にあるとおり、本町も坂本家と関わりが深く、関係する貴重な品々が收藏されていることから、坂本龍馬記念館でのイベントに連動した形での企画展や前田氏をお招きして講演会など、関連イベントの開催を通して本町をPRできるよい機会と考えます。

ただし、今後10年先に向けての取り組みであり、現時点で確約できるものではありませんが、イベントの開催に向け、前田氏にアドバイスをいただくとともに、北海道龍馬会や郷土史料館を所管する教育委員会とも連携した上で、坂本龍馬と本町の関係にふさわしい形のイベントとして検討をしてまいります。

以上です。

○議長（小松正年君）

それでは再質問ございますか。

中川議員。

○5番（中川清美君）

以前に、浦臼小学校の6年生が浦臼町の未来を考えるとということで、役場の方で町長との懇談が持たれた機会があったと思います。その時に、6年生は坂本龍馬のイベントが福島県で行われていることを知ったそうです。それで、その時に浦臼町でもぜひ予選会をして、福島県で行われる坂本龍馬のイベントに北海道代表として出せないかというような、大変建設的な意見が出されていたのは町長、覚えていますか。これ、新聞記事に載っていたのです。それで小学生としても素晴らしい考えだなということで、私も共感をしたところでもあります。

その時の小学生が、10年後には24歳ぐらいになるのです。そのような子どもたちの提案が少しでも、生誕200周年のときに浦臼町の坂本龍馬イベントで活かされているということをしっかりと現していくのも、やはり浦臼町に住んでいてよかった、生まれてよかった、これからも浦臼のことを考えていきたいという大きな志の一助となるのではないかなとも考えておりますので、ぜひそういった考えも生かしながら、10年後に向けてしっかりと考えを示していただきたいというのが私の願いでもあります。

答弁は要りませんが、そこをしっかりとお伝えして、今回の一般質問とさせていただきます。大変どうもありがとうございました。

○議長（小松正年君）

それでは、ここで一旦休憩をとりたいと思います。

再開時間を午前11時といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時02分

○議長（小松正年君）

それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

発言順位3番、静川広巳議員。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

それでは、令和7年第3回定例会におきまして一般質問をさせていただきます。まず1点目、町長にですが、スマート農業を切り札にということでご質問をさせていただきます。

農業人口が減り、一農業者の経営面積が拡大していく中、農業の効率向上を高めるための手段の一つとして、スマート農業の普及展開が必要とされております。

令和6年6月14日に「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律」（スマート農業技術活用促進法）が成立し、10月1日に施行されました。

この法律は、農業者の減少等の農業を取り巻く環境の変化に対応して、農業の生産性の向上を図るため、「スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画」（生産方式革新実施計画）と「スマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画」（開発供給実施計画）の二つの認定制度を創設し、認定を受けた農業者や事業所は金融等の支援措置を受けることができるものであります。

「生産方式革新実施計画」は農業者を対象としています。今年の3月定例会においても関連する一般質問がありましたが、今後、国が重要視している農業転換期における「スマート農業技術活用促進法」を踏まえ、本町の基幹産業である農業について町長はどのように考えているのか伺いたいと思います。

また、町が農機具メーカーと連携し進めているスマート農業では、ロボットトラクター7台が導入されていると推察していますが、現在、GPSはピンネ農協が新砂川農協の協力を得て、生産者が個人で費用を負担することでホクレンRTKシステムを利用しております。

今後、町が独自で基地局を設置することはできないでしょうか。更に、実証実験の機器・機械の支援を行う考えがあるのか伺います。

以上です。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

農林水産省によりますと、今後20年間で農業従事者は現在の約4分の1に減少することが予測されています。

スマート農業技術活用促進法は、農業者の減少及び高齢化や情報通信技術の進展など、農業を取り巻く環境の変化に対応するため、スマート農業技術の活用等を促すことで、農業の生産性向上と持続的な発展及び食料の安定供給の確保に資することを目的としています。

議員ご質問のこの法施行を踏まえての農業に対する考え方ですが、まず本町の現状につきましても、かねてより農業従事者数の減少が続いており、一農業者の経営面積は年々拡大しています。経営形態や条件により耕作可能面積には差がありますが、農業者自身の高齢化や後継者問題、雇用環境の悪化も重なり、これ以上の規模拡大は難しいと判断されている方が多い状況にあると考えます。

その対応策として農作業の合理化、省力化が不可欠であり、今回の法施行によりスマート農業が一層促進され支援策が充実されることは、本町のこれまでの取り組みとも合致し、後押しとなることを期待するものです。本町では、令和3年度に自動操舵補助システムや、GPS機能付きの田植え機、ドローンなどの機器導入に利用できる補助事業「農業活性化支援事業」を制度化し、積極的に活用いただいているところで

す。また、昨年11月に協力連携協定を結びましたヤンマーアグリジャパン株式会社北海道支社と連携し、今後ともスマート農業をはじめ新たな農業技術の実験や検証に取り組んでまいります。

スマート農業技術はIoTやAI、ロボット技術などで農作業の省力化、生産性向上、農業技術等の継承などの効果が期待できることから、今後もスマート農業技術を推進し、基幹産業である農業を守るため課題解決に向け取り組みを進めてまいります。

次に、RTK基地局の設置についてですが、ガイダンスシステムやロボットトラクターなどのスマート農業機器において、GPSやその誤差を補正するRTKを利用することにより、圃場の正確な位置を測定し精密な農作業や自動運転を可能としています。

現在はホクレン設置の基地局を利用しており、町内の大半はカバーされていると認識していますが、一部地域においては安定しない、あるいは受信できないなどの状況にあることが確認されています。

現時点のRTK利用契約者は本町で18人で、未利用の方も多く、本格的な普及はこれからと判断しています。現状では、不感地区に関する情報が限られており、早急な基地局設置の考えは持っていません。

なお、不感地区の解消方法について調査したところ、代表的なものとして、一つ、RTK基地局の設置、二つ、LTE基地局の独自設置、三つ目、携帯通信事業者が提供する補正信号の受信、四つ目といたしまして、準天頂衛星みちびきからの補正信号の受信が確認されており、通常、1番目と2番目につきましては自治体等が設置し、3、4番目につきましては農業者が個別にスマホで受信する方式となります。

各方式により、初期投資や運用面で大きな差があり、将来的に必要と判断した際には、単に不感地区の完全解消を目指すのではなく、コスト面や求められる精度など総合的に判断し、現実的な方式を検討してまいります。

実証実験の機器及び機械の支援につきましては、受信状況の確認を目的としたものでしたら、浦臼町営農対策協議会において調査は可能ですので、機器、機械購入に対する支援は考えておりません。

以上です。

○議長（小松正年君）

それでは再質問ございますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

まず、国がしております農業技術活用促進法の生産の部分なのですが、生産方式革新実施計画、ここで私がこういうことはどうですかというのは、まず一つ、これは認定制度です。農業者がこの制度を使うには、認定されなければならないという制度があります。要は認定農業者みたいな感じです。国の支援を受けるためには、農業者を認定しなくてはいけないということが出てきます。

この認定という部分で、スマート農業を導入するにあたり今町長が言いましたのは、受信状況の確認だけでは実証実験の機器支援は考えていないという話ですけども、これ、認定を受けるための一つの方法として、ロボットトラクターもそうですが、そういった実証実験を個人が行う、していくということがなければ、認定されないという形に確かなっています。なので、個々の農家の人が将来にわたりスマート農業をやっていく場合の実証実験も含めてやっていきますということですから、この制度を利用して認定農業者のようになっていかないと、国の支援が受けられないということになっていますので、この辺、やはり考えていただきたいと思います。

それと、この間農協とちょっとお話したのですが、農業近代化資金というのがあります。これが今回、新たにそういったスマート農業も含めて、農業機械だとか、建物だとか、もろもろの作業機械を購入するにあたり資金が借りられますよというのがあるって、これも認定農業者が対象になっています。法人もそうですけれども、通常、浦臼の場合はほとんどが認定農業者で、もしくはなんちゃって認定農業者みたいな方がいますからほとんど通用するのですが、一応こういう方式で、制度としては認定という形をとっているということです。これ全て、農協と町がある程度協力しながらこういう支援制度を作っていないとまらないので、まず一つの支援としてもどうですか、という話になっています。

それと、基地局に関しては今、浦臼の農家でそういったGPSを活用している方々は、新砂川農協に加入しています。確か奈井江農協の上にアンテナがありまして、それを借りています。一応、新砂川農協では自分の砂川エリアと、直線コースでは月形まで飛んでいるそうです。壁がない限りは、その基地局を利用した場合の誤差がプラスマイナス2センチぐらいだと言います。かなり精度が上がっています。その精度を確保するためには相当のエリアを確保しなくてはいけないので、砂川の地区の方も一部エリアが確保できないところがあって、そこは滝川の基地局が協力をしているそうです。滝川の基地局と砂川自身の基地局のエリアの電波を重ね合わせて、うまく飛ばない、お互い飛ばないところをカバーしているということになっています。

先ほど言いましたプラスマイナス2センチの精度を確保するためには、浦臼はやはり沢とか、あそこは誤差がちょっと大き過ぎます。30センチから40センチぐらいの誤差が出ます。解消しようとしても、先ほど町長も言いましたが、人工衛星を使っ

ても時間帯によっては電波の位置が悪くて、やはりそのぐらいの誤差がどうしても出て、なかなかそういう細かい誤差にはならないということになります。なので、ある程度は新砂川農協の力も借りて、浦臼もエリアがある程度確保できるような感じの基地局が、やっぱりどこかに要るだろうと思います。

これ、今ホクレンのRTKシステムを使っていますし、それからローカルRTKも含めてですけども、一応携帯電話で受信するという話なのですが、これもいろいろありまして、Androidの携帯でないとか受信できないはずですが、機械の名称を言っていないかわからないですが、iPhoneみたいな携帯電話ではできないので、iPhoneを持っている農家の方は別にAndroidの携帯電話を買って、それだけに使っている方が結構おられます。こういう仕組みになっていますので、その辺がちょっと不便かなというところはありますが、今のところはそういう具合になっているのが現状なので、その辺うまくできればいいのですが、まずはエリアを確保して、それから今後スマート農業の認定を得るためにはどうしても基地局が、1基ぐらいで私は足りると思うのですが、要るだろうと考えています。それはやっぱり考えてもらわないといけないと思っています。この月額利用料、確か700円ぐらいだったと思います。そんなに高くないと思います。新砂川農協に払っている利用料が税込みで770円ぐらいなのかな。月々でいいよという話みたいなのでそんなに高くはないのですが、やはり精度を考えたら自分の町に基地局があるのがいいだろうと思っていますので、その辺はやはりもう少し、勉強しながら考えていただきたいなと思っています。

以上です。答弁があればよろしく申し上げます。

○議長（小松正年君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

今回のご質問をいただきまして、情報不足でもございましたのでかなり調べさせていただきました。お答えいたしますけれども、まずは実証機器・機械の支援につきましては、質問の文章だけではちょっと細かなところまで読み取れませんでしたので、電波が来ているか、機器が使えるかの判断のため、という前提でお答えをさせていただきましたけれども、それだけでしたら以前は農協職員・役場職員で町内を巡ったこともあるという話でしたので、確認するだけなら職員でもできるというのは確認できております。

ただ、認定を受けるための細かな条件につきましては、そこまで承知しておりませんので、それはまた後程調べさせていただきたいと思っています。

基地局につきましては、浦臼は奈井江町の方から飛んでくる電波を捕捉しているということでお聞きしています。新十津川につきましても町長とお話する機会がありましたので確認いたしますと、基本は滝川で、花月等につきましては奈井江から取っているというようなことで、2箇所。ちょっと確認したのが、吉野とかあちらの方はどうですかということを確認いたしますと、全部が駄目ではないと言っていました。吉

野でも大和でも、あちらの方でも一部は、多分見通しの問題かと思えますけれど、100%ではないけれど使えている方もいるというような状況でございまして、はるかに浦臼より面積的にも広範囲でありますので、不感地帯も多いのではないかとということで、100%捕捉はしてないということでございました。

町内におきましても、沢地でも一部、問題なく使えているという話もありますし、ただ、本当の奥になると使えていないというような話もありますので、答弁でお話をいたしましたけれど、どこまで精度が必要なのか、先ほどGPSのみでは30センチ、何十センチでしたか、かなり誤差が出るということですが、先ほどの事例として挙げさせていただいた4番目、みちびきから補正信号が同時に送られて来ているというのも現状でして、それを受けることによって7センチまでその誤差を縮められるというような記述もネット上では見られましたので、本当にどの地点でどこまでの精度が必要なのかも今後検討させていただいて、最終的に判断させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

質問するのを忘れていたのですが、これ、担当になるかどうかわからないのですが、現在浦臼でGPS関連の機械がどのくらい導入されているのか、わかれば。例えば、今回町長が行っている部分でも新たに入っていると思うのですが、その辺、本格的なロボットトラクターなどは何台くらい導入されているのか。それから、以前にもいろんな機械の支援をしていますよね、GPS関連、アシストも含めてどのくらいの機械が浦臼に導入されているのか、わかれば一つお願いいたしたいと思えます。

○議長（小松正年君）

山崎主幹。

○産業課主幹（山崎哲君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

令和6年度までの実績で、GPS付き田植え機等、ガイダンスとかドローンを含めた中での台数となりますが、全部で50台となります。これにつきましては、浦臼町農業活性化支援事業を活用した台数となります。

以上です。

○6番（静川広巳君）

ロボットトラクターも含めてですか。

○産業課主幹（山崎哲君）

ロボットトラクターは今年度以降には入ってくるのですが、令和6年度までは入っていませんので、この中には入っていません。

以上です。

○議長（小松正年君）

それでは2点目の質問をお願いいたします。

○6番（静川広巳君）

ありがとうございます。

2点目ですが、教育長に質問したいと思います。小中学校生の通学路の安全性についてであります。

子どもたちが安心して学校に通える環境を整えることは町の義務であり、町民の使命でもあると思っております。

通学路の安全点検の実施、学校関係者との協議、通学路における防犯カメラの設置について、現状と今後についてお伺いをいたしたいと思います。

お願いします。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

静川議員のご質問にお答えをいたします。

通学路の安全確保につきましては、議員ご指摘のとおり、児童・生徒が安心して登下校できる環境を整備することが教育委員会の使命の一つであると考えております。

通学路の安全点検につきましては、平成30年9月に設置した浦臼町登下校安全安心連絡会で策定されました「浦臼町登下校安全安心プログラム」を取り組み方針の基とし、令和3年9月に合同点検を行い、危険箇所及びその対応について取りまとめ報告をしております。また、小学校では集団下校時などに、先生方による確認を行っております。今後につきましても、必要に応じ適宜点検等を行ってまいります。

学校との協議につきましては、毎月定例で行っております校長会議及び教頭会議におきまして、新年度開始前、用排水路の通水時期及び積雪前に登下校時の安全確保やルールの確認について徹底いただくようお願いするとともに、通学路の現況についても協議を行っております。今後につきましても、同様に対応してまいります。

防犯カメラの設置についてでございますが、令和6年第4回定例会における議員のご質問の答弁にありましたとおり、主要な公共施設10箇所に設置されておりますが、通学路に関しましてはその一部のみしかカバーできていないのが現状であります。防犯カメラは通学路の安全性向上の有効手段であると考えますが、設置に当たっては町の担当課とも協議の上進めていくことが必要であると考えております。今後、浦臼町登下校安全安心連絡会による点検や関係機関との協議の結果、設置が望ましいと思われる箇所がある場合には、教育委員会として設置について要望するなど、安心して登下校できる環境整備に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小松正年君）

再質問ございますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

私もこの質問は意外と結構しているような気がします、多分議員の任期4年に1回ぐらいはしているのかなという気はしています。

実は、例えば1年生が4、5年経つともう高学年になりますので、そういった部分で通学路に関してはいろいろ変わってくるのかなという気はしていますし、それぞれまた新たな子どもたちが入ってきたときの、いろんな安全性の確認などをやっぱりしなくてはならないだろうと思いますが、平成30年以降に通学路を恐らく変更していると思うのですが、今現在、とても空き地・空き家が増えてきて、それから工事しているところが多かったりといった部分がありますが、そういったことで通学路が変更になる場合、もしくは変更になった箇所があれば教えていただきたいと思います。

○議長（小松正年君）

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

先ほど最初の答弁でお話しました、令和3年の9月に合同点検を実施しておりまして、それ以降、現在のところ変更はないような状況となっております。

以上です。

○6番（静川広巳君）

工事の方はどうでしょうか。

○教育長（河本浩昭君）

失礼いたしました。

今まで、過去に工事によって通学路が変更になったことはありません。

以上です。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

○6番（静川広巳君）

ありません。

○議長（小松正年君）

それでは3番目の質問をお願いいたします。

○6番（静川広巳君）

それでは三つ目の質問を行いたいと思います。今回また申し訳ないですけど、農業委員会の会長さんに、一つよろしく願いいたしたいと思います。

農地の価格等について質問させていただきたいと思います。

ずばりですが、米を含めて農産物の価格が高騰しています。農地の売買価格や土地賃借料の決定について、農業委員会の考え方をお伺いいたしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

位田農業委員会会長。

○農業委員会会長（位田勝君）

静川議員の質問についてお答えいたします。

農地売買単価・賃貸料の過去10年を概観すると、全て1反当たりの単価になりますが、「中田」平均は約26万円、「中畑」平均は約3万円前後で推移しており、価格には大きな変動は見られません。賃貸料も同様で、「中田」平均が約1万円、「中畑」平均が約3000円で安定しています。また、日本不動産研究所の「田畑価格及び賃借料調査」を参考に、近隣の市町の状況も確認しましたが、単価には差があるものの、田畑の価格変動は当町と同様、あまり大きくない傾向でした。

農地の売買については、後継者不足や相続、資産運用といった要因で売買が活性化する一方、農業の生産性や持続可能性を支える適正な流通が確保される必要があります。地価の高騰が続くと新規就農者の参入障壁となり、地域の生産基盤が脆弱化する恐れがあります。

ここ1、2年は農産物価格が上昇していますが、本町の今後の農業環境を踏まえ、農業情勢を注視しつつ、適正な市場流通が促進されるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（小松正年君）

それでは再質問ございますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

2年ぐらい前から農地法が変わりまして、昨年ですか、地域計画で図面もできたということで、地域計画の作成が完了したということで、農地の関係が大きく変わったと私は思っています。地域計画ができたことによって、この売買価格を含めて全ての売買のやりとり、方式も変わったと思っています。要は過去にあった、例えば農業委員会が進めていく、農地を賃貸とか売買するときのあっせんの方法も全て変わっていると私は思っています。

それによって、結局ここ5年間10年間の農地の移動、浦臼の場合は現状のままでやりたいという話ですが、一応は現状のままであっても、農地はこう動いていくよという形に多分ならざるを得ないと思うのです。そのために、結局土地を売る人・買う人も含めて、過去にあった相対の売買だとか、あっせんの売買だとか、公社を利用した売買というのは全て統一されていると思います。

結局、昔の相対でやったら控除がないよというのは、今は多分ないと思います。直接売買しても、相対でやっても今は800万控除が取れると思いますので、つまり地域計画の中で行うからそういう方式になっていると思うのですが、そういう部分では、これからどんどん農地は動いていこうと思っています。

それで今、このとんでもない米価の値上がり、昨年・今年と続く米価の値上がりの中で、農業委員会は3年に1回ですかね、農地価格の見直しがありますね。その時に、農業委員会がこの米価も含めて、どういうものを踏まえて、見直しをするときに価格設定の中で独自のものがとれるのかどうか分かりませんが、地域計画も含めて農地が今後動いていく、そして米価もある程度安定していくとなったときに、会長が言われたように新規参入者を含めて、今多いのが農業の継承者、若者の継承者が参入しやすい形を作っていくということを踏まえた場合に、農業委員会の基本の考え方として、

価格高騰していますが、将来、農地価格の見直しをどう考えるのか。そういったものをお聞きしたいと思います。

○議長（小松正年君）

よろしいですか。

位田農業委員会会長。

○農業委員会会長（位田勝君）

お答えします。うまく答えられるかわかりませんが、農地法が変わりまして、3条を除いて、全て中間管理機構を通して売買あるいは賃貸という形をとっております。この価格を決めるのに、3年に1回価格見直しということで、昨年見直しているわけなのですが、どうやって価格を決めるかという項目はいろいろありまして、面積や傾斜、農道用水排水、その他いろいろあるわけなのですが、農産物の単価というのは今まであまり参考にはしてきておりません。ただ、収量に関しては参考にはしております。

農地というのはやっぱり農家にとって大切な財産でありますし、その財産の価値が増えるというのは本当にありがたいことなのですが、やはり新規参入の方との関係等もありますので、その辺慎重に進めていきたいと思っております。ここ2年ほど、ちょっと様子を見ながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

○6番（静川広巳君）

ありません。

○議長（小松正年君）

それでは、しばらくの間休憩といたします。

再開時間を午後1時30分といたします。

休憩 午前11時37分

再開 午後 1時30分

○議長（小松正年君）

それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

発言順位4番、砂場明議員。

砂場議員。

○1番（砂場明君）

令和7年第3回定例会におきまして、一般質問をさせていただきます。私の方からは町長にクマ被害による町の対応は、ということでお聞きいたします。

近年、クマの出没が頻発し、住民の生命・財産に対する脅威が高まっているように思います。

連日、クマに関する報道がなされておりますが、クマの問題は、直接的な被害であ

る農作物被害や人的被害のリスクがあり、行政による迅速な対応が求められていると思われます。一方で、クマの駆除に対して全国から苦情電話が寄せられ、職員の業務に支障を来す事例も報道されています。

浦臼町においても、足跡やフンが発見され、いつクマの被害が起きてもおかしくないところまで来ているのではないのでしょうか。

令和5年にはクマが1頭駆除されております。全国的な報道もなく役場に苦情等はなかったのですが、今後、重大な被害があった場合、報道されたときにその矛先が向けられないとは考えにくいと思います。

ここで、クマ自体の対応と同時に苦情の対応も考えておかなければ、職員の職務にも影響が及ぶのではないかと思います。

9月1日からは改正鳥獣保護管理法が施行され、住民の安全が確保できるなどの条件を満たしていれば、自治体がハンターに対して市街地での発砲、いわゆる「緊急銃猟」を委託して実施させることができますとあります。

あわせて町長の考えを聞きたく一般質問といたしました。

まず一つ目、クマ出没の際、その周知や対策、駆除において、最終的な発砲許可も含めどのような流れで行うのでしょうか。

二つ目に、一般的な苦情等があった場合も含め、どのような対応を考えているか。対応マニュアルを作成しているのでしょうか。

3番目、クマの駆除に関してカスハラと捉えられる苦情があった場合、毅然とした対応を許可することができるのか。

以上、答弁よろしくお願いたします。

○議長（小松正年君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

砂場議員のご質問にお答えいたします。

まず、ご質問の1点目、緊急銃猟についてでございますが、今回の法改正により市町村長はクマ等の危険鳥獣が人の日常生活圏に侵入し、危険鳥獣による人の生命・身体に対する危害を防止する処置が緊急に必要で、銃猟以外の方法では的確かつ迅速に捕獲することが困難であり、避難等によって地域住民に弾丸が到達する恐れがない場合には、銃猟を捕獲者に委託して実施させることができるようになりました。

次に、現場での意思決定フローについてお答えいたします。現場には責任者を置き、警察・猟友会・振興局・町職員が連携して情報を共有します。現場の状況は無線等で即時共有され、区域の安全確保・避難誘導・周辺住民への通知などの初動対応を並行して進めます。発砲の判断は単独の責任者だけではなく、現場関係機関の同意を得る形で行い、現場の安全が最大限確保されていることを確認した上でなされます。発砲の実施に至った場合には、銃器・弾種・射線の管理を徹底し、地域住民の安全を確保した上で射撃を行います。

緊急銃猟の権限は町長にあり、緊急銃猟の実施に伴う損失については町が補償することとなります。

以上のとおり、緊急銃猟発砲までの手順は法令遵守、現場の安全確保、非致死的手段の優先、関係機関との緊密な連携、最終的な発砲の適法性・必要性の厳格な判断、事後の記録・報告・評価という一連のプロセスとして統一的に運用されます。これからも地域の実情に即した適切な運用を維持し、住民の安全と生態系の保全を両立してまいります。

ご質問の2点目、本町でクマを駆除した場合に想定される苦情等への対応についてでございますが、現在、本町で作成済みの「対応マニュアル」はございません。

考えられる苦情への対応といたしましては、町民の生命への危険や財産への被害が生ずる恐れがある個体を「問題個体」と判断の上、駆除するものであり、やむを得ず必要な措置であったことを説明し、ご理解をいただくことに尽きると考えます。

一方で、議員の3点目のご質問でございますとおり、長時間に及ぶ電話等、業務の妨害やカスタマーハラスメントとも捉えられる苦情への対応が迫られることも想定されます。

こうしたカスハラへの対応につきましては、本年6月に改正労働施策総合推進法が公布され、従業員数を問わず全ての事業者に対してカスハラ対策が義務化されます。

この改正法の施行は、公布後1年6か月以内の政令で定める日とされており、自治体も義務化の対象とされているところです。

このことから、カスハラ行為が確認された場合には組織として毅然と対応することを定めている「北海道カスタマーハラスメント防止条例に係る指針」を参考に、今後改正法の施行までに本町の実情に合ったカスハラ全般にわたる対策を定めることとなります。

以上です。

○議長（小松正年君）

再質問ございますか。

砂川議員。

○1番（砂場明君）

このクマのことにしましては先ほど中川議員も質問がありましたので、そこから聞きたかったこともありました。なるべく再質問以降はかぶらないようにしますが、事例に関してはかぶるところもあるので、そこはご了承ください。

まず一つ目の、新たな改正法といいたいまいしょうか、ここは私も報道、新聞等で読んでいたときに、何か現場に責任をなすりつけるわけではありませんが、そこに持って行った感がちょっと否めないような気もいたしておりました。しかしながら、現場で一番わかっている人が発砲許可といいたいまいしょうか、そこをなすことができるのはいいかなと思っております。

でもその反面、やっぱり補償という問題が出てくると思います。先ほどもありましたが、やはり北海道の猟友会が発砲拒否もOKという指示を出したという時点では、まだその補償問題の疑問がやっぱり残っていたのではないかなと思います。いざ町長が、ここは緊急の立場だと言ったときに、猟友会にはその指示に速やかに従っていただくよう連携を強く求めることと、もう一つは、やはり現場で判断はするわけです。

けれど、その補償等々はやはり道や国にもきちんと補償していただく確証をこれから得られるような努力も、現場サイドの行為としては必要なのではないかと思いますので、そこについてはお願いいたしますと同時に、どう思われますか。

それともう一つは、いざ危険が迫って町長に判断が委ねられたときなのですが、その状況になってみないとわからないという話にもなりますし、実際に9月1日に施行されたばかりですので、まだ感覚的にはどうかわかりませんが、やはりここは町長の判断に委ねられたということで、町長がいざというときには発砲の許可を出すという強い意思はあるのかどうか、というのをもう一度聞きたいと思います。

続いて2点目に関してですが、対応マニュアルはないということなのですが、やっぱりここ数年の社会の情勢を見ますと、あまり考えたくはありませんが事実としてあるわけです。そして3番目のところにも当然絡んでくるわけですが、いろんな条例や指針が出されております。でも実際に苦情がなくなったかといえばなくなっておりませんし、そして職員の対応も毅然として対応していただきたいとこちらも思うのですが、でもその毅然とした対応も上回るぐらいの苦情が寄せられるという話も聞いております。

この苦情に関しては、有名なところでは秋田の知事が業務妨害という強い言葉を持って発したり、また、鈴木知事も異例の定例会見の中で、こういう苦情はやめていただきたいという訴えもありました。しかしながらその訴えが効いて苦情が終わったかということ、実はそうでもなく、先日の福島町においては約200件以上の苦情やメール、また、この度の斜里町ですか、あそこでも120件を超えるメールや電話が鳴りやまないそうです。

でも、その長の発言というのは、発したところでそういう苦情を言う人への抑止力になるかということそこはちょっと疑問が残るところではあるのですが、長が発したということでやっぱり職場の職員たちの思いが変わってくるのではないかと思います。

これは空想の話ですが、もし自分がその担当者だったらと思うと、とてもこの議場では発せられないような言葉を僕は発してしまうのではないかと思うぐらいにはなるのですが、では役場の職員がそういう対応を取れるかということ、やっぱり難しいと思います。

しかし、町長がここではなく職員向けに、しっかりと毅然とした対応を取っていいという話をしていただければ、クマの苦情は取り扱っておりませんということで電話を切ることもできるのかなと思いますので、外に向けてというよりも職員に対して、町長の意向をしっかりと示すことが大事ではないかと思いますが、どう思われますか。

以上です。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いいたします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

3点、大きな質問があったかと思しますのでお答えいたします。

ただ、1点目の国等の負担につきましては、もちろんそのように思っていますが、現状どうなっているかの補足があれば担当課長の方から話をさせたいと思います。

2点目の、いざその段になったときに発砲の許可を出せるかというご質問でしたけれど、現実的に私個人が本当にその場に行けるかどうか不明なわけですし、当然、浦臼町にいない場合も考えられますので、その際は私以外の誰かが発砲許可を出すということになるかと思えます。当然、発砲許可は最終手段で、生命・財産に関わる事態に発展するという可能性が出てきたときに許可を出すものですから、出せるかどうかというよりも、出さざるを得ないという事態になったときに初めて発するものだと思っておりますので、それは発します。

もう一つ、カスハラに対する対応ですけれども、本当にこれまで何年間にもわたってですが、クマの駆除をされるたびにそういう方がいらっしゃるということで、道庁の方も各市町村の方も大変な思いをされているというのは、もう当然情報としては伝わっております。多分うちで起きて同じような事態になってくると考えているところですが、内部的にも話した経過がございますが、多分厳しい言葉を発して切らせていただいたとしても、結局またかかってくるという状態になるのではないかというのが大勢の見方でもあります。

どこの町も大変ご苦労された上で、時間の経過とともに多分減っていつているのだとは思いますが、今の段階で、本当に切ってしまうところまでは、ちょっと言い切る自信はありません。とりあえずは了解してもらうような形で対応していただいて、本当に限度を超えたと判断したときにはまた別な考えになるかもしれませんけれど、今の段階ではそうとしか申し上げられません。

以上です。

○議長（小松正年君）

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

質問にお答えいたします。

町長の補足になるのかもしれないのですが、発砲の許可は町長がするという事になっているのですが、実際には現場の担当者が判断して発砲の許可を出すということになってございます。

補償の件に関しましては、緊急銃猟自体が町の判断ということになっておりますので、補償については町が一切を補償するという事になってございます。そのために保険加入も進められる、ということになってございます。

以上です。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

砂場議員。

○1番（砂場明君）

答弁ありがとうございます。

本当にこのクマに関しては大変な思いをされている、特に全国的にやっぱり報道もされますし、大変だなと。我々は本当に身近に山があって、そこにクマがいるだろうという想定のもとで過ごしているわけですから、本当に戦々恐々としてしまう場面も多いのかなと思います。

ただ、先ほどの答弁の中にも生態という話もありました。苦情の中ではクマとの共存という話も出てきますが、実際にクマとの共存ができるのだろうかというのは、実際にクマがいる町の間人としてやっぱり首をかしげてしまうところかなと感じてしまいます。

それで、先ほども晩生内でのクマの話がありましたけれども、あの時に僕はクマと遭遇しました。僕の場合は新聞配達をしているときに、ある家に行って通常どおり車を降りてポストに新聞を入れようとする、普段鳴かない犬が吠えていたわけですが、そこで「ん」と思って、こっちかなと犬の視線の先を見るとクマがいたのです。後で思うと、そのクマがこっちに向かって来ていたら怖いなという感覚はあるのですが、見えている段階では、クマだと思った瞬間にまず車に乗って落ち着いて、クマの動向を見ながら110番をして、そしてクマの動きを見ていたのです。そうしたら、川の方に畑を横切って走っていくクマの姿を見ました。走るのも早いなと思って、そしてクマが向こうに去ったということで、僕はそのまま業務を引き続き行いました。

そのあとのことは皆さんご承知のとおり、ハンターと連携を取り、そして職員の方も昼夜を問わず、確認作業ということがなされたと思います。そこでハンターが発砲したわけですがクマの駆除には至りませんでした。そこで、そのクマを見た僕の感覚ではあるのですが、実際に目の前にクマがいたときは車という手段もありましたし、言うほど怖くはありませんでした。だけど、そのあとのクマに発砲したけど駆除までは至らなかったという情報を聞いた後、私は毎日のように新聞を配っておりましたので、同じ道を同じ時間に通るわけです。その時に感じたのは、本当にクマはいなくなったのだろうか、逃げたのだろうか。実は逃げたかもわからないけど草むらにまだ潜んでいて、僕が走る目の前にいきなりクマが現れるのではないかという、いわゆる見えない恐怖を感じたのが記憶にあります。その記憶に関しては、もうクマが逃げたので、本当にそのあとどこに行ったかは推測でしかわからない話なのですが、数日、ちょっと数週間にわたって、やはり警戒せざるを得ないという神経の使い方をしたのを覚えています。

何が言いたいかというと、先日、浦臼の町でも足跡やフンが見つかりました。でも、そのクマの個体自体は識別されておられません。そこで思ったのが、見えない恐怖というのはそういう痕跡が残っていると、やっぱりあるのかなという気はします。だから、クマとともに過ごしていると言っても過言ではないこの町の中では、ここで一つ質問なのですが、積極的駆除というのを考えることはできるのかをお聞きしたいと思います。

積極的に駆除するというのは、さっきの生態系を乱すとか言われると、確かに苦情を言っている人達にはそう聞こえるかもしれませんが、けれども、一つの痕跡があったときに、1頭のクマが駆除された、それが同一個体かはまたわからない話ではある

のですが、クマの足跡が出ましたというときは、クマの足跡が見つかりました、気をつけてくださいと町内放送をかけます。でも、私たちは何に気をつければいいのかというところに繋がってくると思います。すぐ近くであって、足跡をつけて、例えばブドウでも食べてそのまま山に戻ってくれたという確証があれば、さっき言った見えない恐怖にはならないのですが、そのあとのことがわからない限り、いつまでたってもこの見えない恐怖はついて回るのかなという気はいたします。

そのためには積極的駆除とは何なのかといったら、箱わなをちょっと多く仕掛けるとかハンター・警察をお願いして見回りしていただく、また、先ほどドローンの話もありましたがそういうものを駆使して、何とか一つの痕跡があったときは、1頭駆除できたということがあれば、少しぐらいの安心には繋がるのかなという気はいたします。

大変難しい話をしているのはよくわかりますが、全国的に行われているクマの問題を見ますと、やはり自然の生物が相手ということで後手後手に回ってしまっているのですよね。クマが出たから入山を禁止するとか、クマが出たから外出を控えてくださいとか。また、クマで人的被害が出たから駆除しましたとか、どうしても後手後手の話になってくると思います。でもそこを何とか、後手後手で見えない恐怖を置いておくよりも、先手を打つことは何とかできないかなといろいろ考えた結果、こういう質問にさせていただきましたので、大変難しいのはわかりますが答弁の方よろしく願います。

○議長（小松正年君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

大変難しい質問かと思うのですが、積極的に駆除という意味では、去年か一昨年ですか、道の方で再開されました春クマ駆除というのがありまして、あれはやっている市町村とやっていない市町村がありますので全てではないのですが、積極的な駆除という意味ではあれが該当するのかなと考えております。ただ、それ以外の季節に同様のことが行われているかはちょっとわかりませんが、やはり春というのは見通しが夏場に比べていいという意味もあつての春クマかなと、冬眠から目覚めたというタイミングもあるのでしょうか、そういう意味である程度の安全も確保された中で行われているのかなと思っております。

今のお話を聞いていまして一番の問題は、職員が直接駆除できるわけではないという問題があります。箱わなの設置程度でしたら台数を増やせば可能かなとは思いますが、それにしても何らかの餌といいますか、それも常に確保しなければいけないという意味ではそうそう簡単な話ではないのかなと思えますし、ハンターの方に頻繁に出ていただいて、議員がおっしゃられたのは例えば足跡が見つかった、フンが見つかったというときに出ていただくという意味だったのかわかりませんが、今年で言えば本当に数少ない件数で進んでいますが、通常の年であればもっと頻繁にそういうものも発見されておりますので、そのたびにハンターの方に出ていただいて見回りを、ということが現実的に可能なのかというのも問題になってくるかと思えます。

答えをどうまとめればいいのか難しいところがありますけれども、私たちだけではとて判断できませんので猟友会の方とも話してはみますが、本業を抱えて皆さんハンターをやっていただいておりますので、その辺を前提にお話をさせていただきたいと思います。

○議長（小松正年君）

これをもって、一般質問を終わります。

◎日程第6 議案第32号

○議長（小松正年君）

日程第6、議案第32号 令和7年度浦臼町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

補正予算の内容について説明を求めます。

安田主幹。

○総務課主幹（安田良弘君）

それでは予算書のご用意をお願いいたします。

議案第32号 令和7年度浦臼町一般会計補正予算（第4号）。

令和7年度浦臼町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ548万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億7418万3000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表地方債の補正」による。

令和7年9月3日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

初めに、第2表地方債の補正についてご説明いたします。6ページをお開きください。

1. 追加でございます。起債の目的、緊急自然災害防止対策事業、限度額1120万円でございます。本事業は、緊急自然災害防止対策事業債を充当する地方債として借り入れる事業費を追加するものでございます。起債の方法につきましては証書借入、利率につきましては6.5%以内といたします。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率とするものでございます。償還の方法でございますが、政府資金につきましては、その融資条件によるものとし、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる、とするものでございます。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるものといたします。

次に、歳入歳出予算の補正につきまして、まず歳出よりご説明申し上げます。11ページをお開きください。

1 款議会費、1 項 1 目議会費、補正額 25 万 4000 円の減でございます。8 節旅費並びに 18 節負担金補助及び交付金におきまして、執行見込みによる精査及び組替えを行うものでございます。

2 款総務費、1 項 1 目一般管理費、補正額 13 万 2000 円の追加でございます。12 節委託料におきまして、令和 7 年度税制改正、特定親族特別控除に対応する改修を行うものでございます。

3 目企画費、補正額 6 万 6000 円の追加でございます。13 節使用料及び賃借料におきまして、システム標準化に伴う利用料を計上するものでございます。

7 目生活交通対策費、補正額 84 万円の追加でございます。18 節負担金補助及び交付金におきまして、補助率変更に伴う増額分を追加計上するものでございます。

9 目地方創生事業費、補正額 596 万 9000 円の追加でございます。各節におきまして、物価高騰対応重点支援といたしまして、定額減税補足給付金事業に要する費用を計上するものでございます。想定対象者は 199 名でございます。なお、財源につきましては、地方創生臨時交付金を活用するものでございます。

6 項 1 目統計調査総務費、補正額 58 万 2000 円の追加でございます。各節におきまして、執行見込みによる精査でございます。なお、財源につきましては各種統計調査委託金を活用するものでございます。

13 ページをお開きください。

3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費、補正額 2043 万 1000 円の減でございます。27 節繰出金におきまして、国民健康保険特別会計に対する繰出金を当該特別会計の保険税調定見込み等に基づき減額するものでございます。

2 項 1 目児童福祉総務費、補正額 10 万 2000 円の追加でございます。18 節負担金補助及び交付金におきまして、町外幼稚園に通園する一時預かり保育事業にて保護者が負担すべき額の無償化対象分を償還払いにより給付する費用を計上するものでございます。対象者数は 1 名でございます。

3 項 1 目老人福祉総務費、補正額 75 万 4000 円の追加でございます。12 節委託料におきまして、本年 6 月下旬に福祉バスが故障したことに伴い、今後の利用見込みに対応する代替バス借上げ費用を計上するものでございます。

2 目後期高齢者医療費、補正額 46 万 1000 円の追加でございます。27 節繰出金におきまして、後期高齢者医療特別会計に対する繰出金を当該特別会計の執行見込みに基づき増額するものでございます。

5 款農林水産業費、1 項 2 目農業総務費、補正額 200 万円の追加でございます。18 節負担金補助及び交付金におきまして、中山間地域等直接支払制度におけるスマート農業加算分の交付所要額を計上するものでございます。なお、財源につきましては中産間地域等直接支払交付金事業補助金を活用するものでございます。

5 目農業振興費、補正額 100 万円の追加でございます。各節におきまして、ヒグマ対策事業、緊急銃猟の実施の関連予算を計上するものでございます。なお、財源につきましてはヒグマ対策事業補助金を活用するものでございます。

7 款土木費、引き続き 15 ページをお開きください、1 項 2 目道路維持費、補正額

600万円の追加でございます。14節工事請負費におきまして、黄臼沢線道路側溝改修工事の所要額を計上するものでございます。

2項2目河川維持費、補正額500万円の追加でございます。12節委託料におきまして、ラウネナイ川調査設計の所要額を計上するものでございます。

10款災害復旧費、1項1目現年発生小規模災害復旧費、補正額250万円の追加でございます。14節工事請負費におきまして、本年8月20日の豪雨により影響のあった2路線の復旧に係る所要額を計上するものでございます。

歳出合計、548万円の追加でございます。

以上が、歳出についてのご説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。7ページをお開きください。

1款町税、1項町民税、1目個人分、補正額5274万5000円の追加でございます。収納見込み額により増額計上するものでございます。

2目法人分、補正額1115万円の追加でございます。現調定額に基づき増額計上するものでございます。

10款地方交付税、1項1目地方交付税、補正額1億8939万5000円の追加でございます。普通交付税の交付額確定に伴い、追加交付分を計上するものでございます。

14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金、補正額5万円の追加でございます。歳出にてご説明の、子育てのための施設等利用給付費に充当される負担金を計上するものでございます。なお、15款道支出金、1項1目民生費道負担金におきましても、2万5000円を計上するものでございます。

2項6目総務費国庫補助金、補正額596万9000円の追加でございます。歳出にてご説明の定額減税補足給付金事業に充当される補助金を計上するものでございます。

15款道支出金、2項2目民生費道補助金、補正額35万6000円の追加でございます。児童手当システムのデータ標準レイアウト対応改修費に充当される補助金を計上するものでございます。なお、歳出につきましても、当初予算におきまして措置されているものでございます。

4目農林水産業費道補助金、補正額225万円の追加でございます。歳出にてご説明の中山間地域等直接支払交付金、ヒグマ対策事業に充当される補助金を計上するものでございます。

3項1目総務費委託金、補正額48万8000円の追加でございます。歳出にてご説明の各種統計調査に充当される補助金を計上するものでございます。

16款財産収入、2項2目物品売払収入、補正額549万9000円の追加でございます。入替えをいたしました一般廃棄物最終処分場のタイヤショベル売却額を計上するものでございます。

9ページをお開きください。

18款繰越金、1項1目繰越金、補正額2億4838万9000円の追加でございます。令和6年度決算による前年度繰越金でございます。

19款諸収入、3項2目雑入、補正額5万5000円の追加でございます。昨冬の雪害にて破損いたしましたB & G海洋センター体育館の窓ガラスに対する共済金を計上するものでございます。

20款町債1項5目土木債、補正額1120万円の追加でございます。歳出にてご説明の黄臼沢線側溝改修工事、ラウネナイ川調査設計業務委託に係る地方債を計上するものでございます。

21款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額5億2212万7000円の減でございます。財源調整に伴い、財政調整基金に繰り戻すため減額するものでございます。

歳入合計、歳出と同額の548万円の追加となっております。

以上が、議案第32号 令和7年度浦臼町一般会計補正予算（第4号）の内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

砂場議員。

○1番（砂場明君）

歳入のところで、財産売払収入ということで不要になったタイヤショベルを売り払ったという話がございますけれども、これは入札を行って、その入札の結果だと思うのですが、何社、何人ぐらい来たのでしょうか。

○議長（小松正年君）

明日見課長。

○住民課長（明日見将幸君）

砂場議員のご質問にお答えいたします。

入札につきましては9社参加いただきまして、入札を執行してございます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小松正年君)

起立全員です。

したがって、議案第32号 令和7年度浦臼町一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第33号

○議長(小松正年君)

日程第7、議案第33号 令和7年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

補正予算の内容について説明を求めます。

國田主幹。

○住民課主幹(國田幹夫君)

議案第33号 令和7年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。

令和7年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ828万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2082万4000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月3日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

それでは歳出よりご説明させていただきますので、8ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、828万4000円の追加でございます。24節積立金ですが、財政調整基金への積立てをするものでございます。

1款総務費、2項徴税费、1目賦課徴収費から4款保健医療費、1項1目特定健診事業費につきましては、財源更正でございます。

続きまして、歳入について説明申し上げます。6ページをお開き願います。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、2503万1000円の追加でございます。被保険者の国民健康保険税の選定において賦課が決定したことに伴い、追加計上するものでございます。

3款1項1目繰越金、1573万9000円の追加でございます。前年度からの繰越金を追加計上したものでございます。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金、2043万1000円の減額でございます。2項1目基金繰入金、1205万5000円の減額でございます。当初予算では基金からの繰入れを見込んでおりましたが、国民健康保険税と繰越金を追加計上したことにより、基金からの繰入金を全額減額したものでございます。

歳入合計、歳出と同じ828万4000円の減額となっております。

以上が、議案第33号 令和7年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

説明は以上です。

○議長(小松正年君)

これより質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小松正年君)

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小松正年君)

これをもって討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小松正年君)

起立全員です。

したがって、議案第33号 令和7年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第34号

○議長(小松正年君)

日程第8、議案第34号 令和7年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

補正予算の内容についての説明を求めます。

國田主幹。

○住民課主幹(國田幹夫君)

議案第34号 令和7年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

令和7年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1125万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5985万4000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月3日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

それでは歳出よりご説明いたしますので、8ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、99万円の追加でございます。12節委託料につきまして、後期高齢者医療の保険料情報付加機能及び帳票レイアウトの見直しに伴い、システムの改修になります。財源につきましては、歳入で説明いたします一般会計からの繰入金46万1000円と繰越金52万9000円を充てるものでございます。

2款1項1目、後期高齢者医療広域連合納付金、1026万4000円の追加でございます。調定見込額の増による、北海道後期高齢者医療広域連合への負担金が増になったものでございます。

歳出合計、1125万4000円の追加でございます。

続きまして、歳入について説明を申し上げます。6ページをお開き願います。

1款1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、213万1000円の追加でございます。2目普通徴収保険料、813万3000円の追加でございます。被保険者の後期高齢者医療保険料の算定において、賦課が決定したことに伴い追加計上するものでございます。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金、46万1000円の追加でございます。5款1項1目繰越金、52万9000円の追加でございます。前年度からの繰越しを追加計上したものでございます。

歳入合計、歳出と同じ1125万4000円の追加でございます。

以上が、議案第34号 令和7年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

説明は以上です。

○議長（小松正年君）

これより質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第34号 令和7年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第35号

○議長(小松正年君)

日程第9、議案第35号 浦臼町議会議員及び浦臼町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

城宝課長。

○総務課長(城宝睦己君)

議案書の5ページをお開き願います。

議案第35号 浦臼町議会議員及び浦臼町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について。

浦臼町議会議員及び浦臼町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(令和2年浦臼町条例第24号)の一部を次のように改正する。

令和7年9月3日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、本条例についても改正後の公職選挙法施行令の規定に準じた規定とするため、浦臼町議会議員及び浦臼町長選挙における選挙運動用ビラ及びポスターの作成の公営に要する経費、いわゆる公費負担にかかる限度額を現行から引き上げる改正を行おうとするものでございます。

内容につきましては新旧対照表にてご説明いたしますので、令和7年第3回浦臼町議会定例会別冊参考資料の1ページをお開き願います。

まず、第8条の改正では、選挙運動用ビラ1枚当たりの作成単価に係る公費負担限度額を現行の「7円95銭」から「8円38銭」に引き上げる改正を行おうとするものでございます。

次に、第11条の改正では、選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の算定の基礎となるポスター1枚当たりの作成単価について、現行の「541円31銭」から「586円88銭」に引き上げる改正を行おうとするものでございます。

議案書の6ページにお戻り願います。

付則 第1項では、施行期日を規定しており、本条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

第2項では、改正後の本条例の規定は、この条例の施行日以後に告示される選挙について適用するものとし、この条例の施行の日の前日までに告示された選挙については、改正前の本条例の規定を適用することとする、適用区分の規定をするものでございます。

以上が、議案第35号 浦臼町議会議員及び浦臼町長の選挙における選挙運動の公

費負担に関する条例の一部を改正する条例についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第35号 浦臼町議会議員及び浦臼町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第36号

○議長（小松正年君）

日程第10、議案第36号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

城宝課長。

○総務課長（城宝睦己君）

議案書の7ページをお開き願います。

議案第36号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年浦臼町条例第16号）の一部を次のように改正する。

令和7年9月3日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、人事院規則の系列のうち、職員の育児休業等を規定する19-0の一部改正に伴い、職員が仕事と育児の両立支援制度を利用しやすい勤務環

境を整備するため、所要の改正を行おうとするものでございます。

内容につきましては新旧対照表にてご説明いたしますので、別冊参考資料2ページをお開き願います。

第8条の改正につきましては、引用している労働基準法に係る文言の修正でございます。

第12条の改正につきましては、第1項第3号中、「地方公営企業労働関係法」を現行の法律名である「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改めることにあわせ、略称を定める改正を行おうとするものでございます。

3ページをお開き願います。

第15条の改正では、略称「配偶者等」を用いる改正前の本条例「第15条の3第1項」を削り、改正後の本条例において「第19条の3第1項」として新たに規定することに伴う条項表記の改正でございます。改正前条例において、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等を規定する第15条の3、勤務環境の整備に関する措置を規定する第15条の4、4ページの非常勤職員の勤務時間、休暇等を規定する第18条の2につきましては改正後の条例においてそれぞれ「第19条の3」、「第19条の4」、「第20条」として新たに規定し直すため削るものでございます。

「第19条の2」として新たに規定する、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等につきましては、第1項では、職員またはその配偶者が妊娠または出産したこと等を申し出た当該職員に対して任命権者が講ずるべき措置を規定しており、第1号では出生時両立支援制度等の周知、第2号では当該支援制度等の請求等に係る意向確認、第3号では職業生活と家庭生活との両立に資する支援制度の活用等に係る個別の意向確認をそれぞれ規定するものでございます。第2項では、3歳に満たない子を養育する職員に対し、規則で定める期間内に任命権者が講ずるべき措置を規定しており、第1号では育児期両立支援制度等の周知、第2号では当該支援制度等の請求等に係る意向確認、第3号では職業生活と家庭生活との両立に資する支援制度の活用等に係る個別の意向確認を、それぞれ規定するものでございます。

5ページをお開き願います。

第3項では、対象職員から職業生活と家庭生活の両立に資する支援制度の活用等の意向があった場合における、任命権者等の配慮義務について規定しようとするものでございます。

次に、「第19条の3」は改正前条例の第15条の3を、「第19条の4」は改正前条例の第15条の4を、「第20条」は改正前条例の第18条の2を、それぞれ規定し直すため条項を新たに加えるものでございます。

議案書の9ページにお戻り願います。

付則 第1条では、本条例を令和7年10月1日より施行とし、ただし書きにおいて付則第2条の規定につきましては、公布の日より施行しようとするものでございます。

付則第2条では、本条例の施行日前においても、任命権者は改正後の条例第19条

の2第2項に規定する育児期両立支援制度等に関する措置を講ずることができることとし、この場合に講じられた措置は施行日以後において改正後の条例第19条の2第2項により講じられたものとみなす経過措置を規定するものでございます。

以上が、議案第36号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第36号 職員等の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第37号

○議長（小松正年君）

日程第11、議案第37号 浦臼町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

城宝課長。

○総務課長（城宝睦己君）

議案書の10ページをお開き願います。

議案第37号 浦臼町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

浦臼町職員の育児休業等に関する条例（平成4年浦臼町条例第3号）の一部を次のように改正する。

令和7年9月3日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児時間の多様化や、職業生活と家庭生活との両立に資する部分休業の取得範囲を拡大するため、所要の改正を行おうとするものでございます。

内容につきましては新旧対照表にてご説明いたしますので、別冊参考資料6ページをお開き願います。

第1条及び第3条第1項第6号の改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律第19条の改正により、項の新設・繰下げに伴う条ずれへの対応のほか、文言整理を行う改正をしようとするものでございます。

部分休業をすることができない職員を規定する第17条の改正では、第1項第1号において上位法である育児休業法で、現に育児短時間勤務をしている職員が既に除外されていることから、本条例から当該文言を削る文言整理を行おうとするものでございます。

同項第2号の改正につきましては、部分休業の取得方法の柔軟化に伴い、勤務日ごとの勤務時間が一定とならない取得方法が可能となることに対応するため、文言整理のほか地方公務員法の改正に伴う条ずれに対応する改正を行おうとするものでございます。

第18条の改正では、現行の部分休業を1日につき2時間の範囲内で勤務しないこととする部分休業を第1号部分休業と、また、1年につき10日相当の勤務時間の範囲内で勤務しないこととする部分休業を第2号部分休業と、それぞれ規定する改正を行おうとするものでございます。第18条は現行の部分休業に相当するもので、第1号部分休業の非常勤以外の職員及び非常勤職員に対する承認方法について、それぞれ項立てし規定するものでございます。

7ページをお開き願います。

第18条の2では、本改正で新たに設けられる第2号部分休業の承認について、1時間を単位とする旨を規定するものでございますが、ただし書きにおいて分単位の勤務時間がある場合の承認時間、第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合の承認時間をそれぞれ第1号及び第2号として規定するものでございます。

第18条の3では、育児休業法第19条第2項に規定する1年の期間を毎年4月1日から翌年3月31日までと明記するものでございます。

8ページをお開き願います。

第18条の4では、第2号部分休業の承認において、1年につき10日の範囲内で勤務しないこととできる時間数を、非常勤以外の職員は第1号として、非常勤職員は第2号として明記するものでございます。

第18条の5においては、あらかじめどちらか一方を選択し、選択後は原則変更が認められない第1号部分休業と第2号部分休業間の変更について、任命権者がその変更を認めることができる特別の事情を規定するとともに、当該変更の略称を「第3項変更」と規定するものでございます。

第19条第1項の改正につきましては、本条例改正において現行の部分休業が第1

号部分休業と第2号部分休業の2種類からの選択方式とされたことに伴い、条文の追記による整理を行おうとするものでございます。

同条第2項の改正では、本項において引用している条例の名称がすでに改正されていることから、文言の整理を行うとするものでございます。

9ページをお開き願います。

第20条の改正におきましては、育児休業法の改正に伴い新設された同法第19条第6項において準用する、同法第5条第2項で条例に委任している部分休業の承認の取消し事由を、前述した第18条の5において規定する第3項変更とするものでございます。

議案書の12ページへお戻りください。

付則第1条においては、本条例の施行期日を令和7年10月1日からと規定しようとするものでございます。

付則第2条では、本条例の施行から、令和8年3月31日までの期間が6か月となることから、令和7年度における第2号部分休業の承認の上限となる時間数について、改正後の条例第18条の4の規定を適用する際の読替え規定を設けるものでございます。

以上が、議案第37号 浦臼町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

ちょっと変な質問かもしれないのですが、正規時間が8時間ですよ。ここでいう部分休業は、短時間勤務は対象にならないというところで、正規が8時間で、短時間勤務は非常勤勤務者が8時間としたときに、5時間45分を超えないという減じた部分が短時間だとすると、2時間15分になるのですが、これを正規の部分でいうと、2時間が短時間勤務という考え方になるのかどうか、その短時間というのは、何時間以内のことを言うのかお聞きしたい。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

城宝課長。

○総務課長（城宝睦己君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の条例で、育児短時間勤務の職員については文言から除外しておりまして、そもそも対象となっていないので、そこについては正規が何時間かといった概念がないということで、部分休業の対象ではないということになります。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

よろしいですか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

短時間はないということですか。そういう勤務はないということ。

○議長（小松正年君）

城宝課長。

○総務課長（城宝睦己君）

育児短時間勤務自体は存在しておりますが、部分休業の対象ではないということです。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第37号 浦臼町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 2時47分

○議長（小松正年君）

それでは会議を再開いたします。

議場が少々暑いので、上着を脱いでも結構です。

◎日程第12 議案第38号

○議長（小松正年君）

それでは、日程第12、議案第38号 浦臼町営バス運行条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

早坂主幹。

○総務課主幹（早坂隆広君）

議案書14ページをお開き願います。

議案第38号 浦臼町営バス運行条例の一部を改正する条例について。

浦臼町営バス運行条例（令和4年浦臼町条例第11号）の一部を次のように改正する。

令和7年9月3日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、町営バス浦臼砂川線におきまして、現在、奈井江町西5条通に設置しております停留所「役場・病院前」を奈井江町役場駐車場内に移設することにより、運行距離が変更となることに伴う条例改正となっております。

条例改正の内容説明につきましては、別冊参考資料を用いてご説明させていただきます。別冊参考資料10ページをお開きください。

第2条第2号にあります延長「12.2」キロメートルを「11.9」キロメートルに改正するものでございます。

第5条第1項におきましては、「次号」を「第1号」に改めるものでございます。

議案書15ページにお戻り願います。

付則 この条例は、この条例は令和7年10月1日から施行しようとするものでございます。

以上が、議案第38号 浦臼町営バス運行条例の一部を改正する条例についてのご説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（小松正年君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

砂場議員。

○1番（砂場明君）

0.3キロメートル縮むわけですが、これに伴って300メートルですけれど、ダイヤ、運行時間というのは変わらないで運行するのでしょうか。

○議長（小松正年君）

答弁お願いします。

早坂主幹。

○総務課主幹（早坂隆広君）

ただいまの砂場議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回、運行距離が0.3キロメートル短縮となることに伴う運行ダイヤ並びに運賃等に変更はございません。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第38号 浦臼町営バス運行条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 2時51分

○議長（小松正年君）

会議を再開いたします。

◎日程第13 議案第39号

○議長（小松正年君）

日程第13、議案第39号 浦臼町監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

城宝課長。

○総務課長（城宝睦己君）

議案書の16ページをお開き願います。

議案第39号 浦臼町監査委員条例の一部を改正する条例について、浦臼町監査委員条例（平成16年浦臼町条例第8号）の一部を次のように改正する。

令和7年9月3日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、本条例について所要の改正を行おうとするものでございます。

内容につきましては新旧対照表にてご説明いたしますので、別冊参考資料11ページをお開き願います。

改正前の本条例第5条において引用しておりました地方自治法第243条の2の2が改正により繰り下げられたことに伴い、条ずれが生じたため、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改めるものでございます。

議案書の17ページにお戻り願います。

付則 本条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上が、議案第39号 浦臼町監査委員条例の一部を改正する条例についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第39号 浦臼町監査委員条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第40号

○議長（小松正年君）

日程第14、議案第40号 浦臼町公共下水道設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

上嶋課長。

○建設課長（上嶋俊文君）

議案書の18ページをお開き願います。

議案第40号 浦臼町公共下水道設置条例の一部を改正する条例について。

浦臼町公共下水道設置条例（平成8年浦臼町条例第14号）の一部を次のように改正する。

令和7年9月3日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございます。地方自治法の改正に伴い、本条例について所要の改正を行うものに加えまして、不要な文言について整理するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。別冊参考資料12ページをお開きください。

改正前の本条例第2条におきまして、下線部分の「。以下「政令」という。」という略称につきまして、根拠法令が以降の条文に存在しないことから、この文言を削除するものでございます。

次に、改正前の本条例第5条において引用しておりました地方自治法「第243条の2の2第8項」が改正により繰り下げられたことに伴いまして、条ずれが生じていることから、改正後、「第243条の2の8第8項」に改めるものでございます。

議案書の19ページにお戻りください。

付則 本条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上が、議案第40号 浦臼町公共下水道設置条例の一部を改正する条例についての内容説明でございます。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小松正年君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第40号 浦臼町公共下水道設置条例の一部を改正する条例につ

いては、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第41号

○議長（小松正年君）

日程第15、議案第41号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

議案書20ページをお開きください。

議案第41号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。令和7年9月3日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由につきましては、農業委員会の会長、職務代理者及び委員は、農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金を報酬に加算して支給される旨を明示したことによるものです。

内容につきましては新旧対照表によりご説明いたしますので、別冊参考資料13ページをお開きください。

別表1中、農業委員会委員の会長の基本報酬を4万2000円、職務代理の基本報酬を3万円及び委員の基本報酬を2万8000円に改め、備考2に、農業委員会の会長及び委員はこれらの規定に関わらず、農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて交付金の範囲内において、町長が定める額を支給することができるものを加えるものです。

議案書21ページにお戻りください。

付則 この条例は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

以上が、議案第41号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の内容でございます。

ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小松正年君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第41号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第42号

○議長（小松正年君）

日程第16、議案第42号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

城宝課長。

○総務課長（城宝睦己君）

議案書の22ページをお開き願います。

議案第42号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のように変更する。

令和7年9月3日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、加入団体の脱退に伴う規約の改正について、北海道市町村総合事務組合より地方自治法第286条第1項の規定に基づく協議があったため、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては新旧対照表にてご説明いたしますので、別冊参考資料14ページをお開き願います。

組合を組織する地方公共団体を表記した別表第1中、管内の欄、檜山振興局管内の加入団体数を表記した括弧内を「11」から「10」に改め、市町村一部事務組合及び広域連合の欄において、令和7年3月31日限りで解散した「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削るものでございます。

次に、組合が共同処理する事務を表記した別表第2中、9の項に規定する事務を共同処理する団体から、同じく「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削るものでございます。

議案書の23ページにお戻り願います。

付則 この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行するものでございます。

以上が、議案第42号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についての内容でござ

ざいます。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第42号 北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第43号

○議長（小松正年君）

日程第17、議案第43号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

城宝課長。

○総務課長（城宝睦己君）

議案書の24ページをお開き願います。

議案第43号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。

令和7年9月3日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、令和7年3月31日付けで江差町・上ノ国町学校給食組合が解散し、北海道市町村職員退職手当組合から脱退することに伴い、規約を変更する必要が生じ、地方自治法第286条第1項の規定に基づく協議があったため、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては新旧対照表にてご説明いたしますので、別冊参考資料15ページをお開き願います。

別表、組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合の(2)一部事務組合及び広域連合の表、区分、檜山管内の項中、一部事務組合及び広域連合から「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削るものでございます。

議案書の25ページにお戻り願います。

付則 この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上が、議案第43号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(小松正年君)

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小松正年君)

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小松正年君)

これをもって討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小松正年君)

起立全員です。

したがって、議案第43号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第44号

○議長(小松正年君)

日程第18、議案第44号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

城宝課長。

○総務課長(城宝睦己君)

議案書の26ページをお開き願います。

議案第44号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約を次のとおり変更する。

令和7年9月3日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、組合から脱退する団体が生じたことに伴う規約の改正について、北海道町村議会議員公務災害補償等組合より地方自治法第286条第1項の規定に基づく協議があったため、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては新旧対照表にてご説明いたしますので、別冊参考資料16ページをお開き願います。

組合を組織する町村等一部事務組合及び広域連合を表記した別表第1中、令和7年3月31日限りで解散した「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削るものでございます。

議案書の27ページにお戻り願います。

付則 この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上が、議案第44号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第44号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第45号

○議長（小松正年君）

日程第19、議案第45号 財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

明日見課長。

○住民課長（明日見将幸君）

議案書の28ページをお開き願います。

議案第45号 財産の取得について。

次のとおり、財産の購入契約を締結する。

令和7年9月3日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年浦臼町条例第16号）第3条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容でございます。1. 名称・種類・数量につきましては、全身用X線CT装置購入一式。

2. 契約の目的につきましては、浦臼町立診療所医療機器の更新でございます。

3. 契約の方法につきましては、指名競争入札。

4. 契約の金額は、2075万1500円（うち消費税額188万6500円）でございます。

5. 契約の相手方は、札幌市中央区北6条西16丁目1番地5、株式会社竹山、代表取締役土田拓也氏。代理人、砂川市西7条北22丁目122番9、株式会社竹山空知支店、支店長外崎良彦氏でございます。

購入前の全身用X線CT装置でございますが、平成19年11月に購入いたしまして、約18年が経過し、機器の更新を行うものでございます。

また、財源につきましては、国からの補助金、過疎対策事業債等を活用して機器を購入するものでございます。

なお、機器の納入期日につきましては、本年11月下旬頃を予定してございます。

以上が、議案第45号 財産の取得についてのご説明でございます。

ご審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、同意第3号 教育委員会教育長の任命の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎日程第23 報告第4号

○議長（小松正年君）

日程第23 報告第4号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてを議題とします。

報告内容の説明を求めます。

安田主幹。

○総務課主幹（安田良弘君）

議案書の35ページをお開きください。

報告第4号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率の報告について。

令和6年度決算に基づく健全化判断比率を、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて報告する。

令和7年9月3日提出

浦臼町長 川畑智昭

36ページをお開きください。

令和6年度決算に基づく普通会計財政健全化判断比率報告書。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり報告する。

下記表内の各項目についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、表に記載の4つの指標により町の財政状況を判断するものでございます。

①実質赤字比率及び②連結実質赤字比率につきましては、これまでと同様、決算額に赤字が生じていないことから、数値化されていない表記となっております。

③実質公債費比率につきましては14.2%となり、令和5年度決算に基づく比率と同率となったところでございます。こちらの比率は直近3か年の平均によるもので、令和5年度との単年にて比較をいたしますと、7.2%改善してございます。要因といたしましては、令和6年度の単年度数値算定におきまして、公債費の約定償還額に充てられる一般財源額が1億2488万9000円減となったことが要因となっております。

④将来負担比率につきましては、地方債残高の増加や充当可能基金の現在高の減少など、比率悪化の傾向が見られるものの、平成25年度決算以降12年連続で数値化されていない表記となっております。

監査委員の審査の詳細につきましては、別添にて審査意見書を添付してございますので、後程お目通しいただきたいと存じます。

次に、37ページをお開きください。

令和6年度決算に基づく下水道事業会計資金不足比率報告書。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づき、次のとおり報告する。

下記表内の項目についてご説明申し上げます。

①資金不足比率でございますが、資金不足、いわゆる赤字が生じていないことから、数値化されていない表記となっております。

監査委員による意見等につきましては、要約でございますが、資金不足が生じておらず良好であり、特に指摘すべき事項はないとの講評をいただいております。

監査委員の審査の詳細につきましては、別添にて審査意見書を添付してございますので、後程お目通しいただきたいと存じます。

以上、概要を申し上げまして、令和6年度決算に基づく健全化判断比率のご報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（小松正年君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって質疑を終わります。

報告第4号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率の報告については、報告済みといたします。

◎日程第24 認定第1号～日程第27 認定第4号（一括議題）

○議長（小松正年君）

日程第24、認定第1号 令和6年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第25、認定第2号 令和6年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第26、認定第3号 令和6年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第27、認定第4号 令和6年度浦臼町下水道事業決算剰余金の処分及び決算の認定についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石原副町長。

○副町長（石原正伸君）

ただいま議題となりました、認定第1号 令和6年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和6年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について及び認定第3号 令和6年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について並びに認定第4号 令和6年度浦臼町下水道事業剰余金の処分及び決算の認定について、これら4件につきまして、地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、去る8月7日から12日までの期間、町監査委員において、

それぞれの会計の決算について審査を行っていただいたところでございます。

よって、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見書を付けまして、議会の認定に付するものでございます。

審査の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます、議案に当たりましての説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

中川議員。

○5番（中川清美君）

動議を提出いたします。

ただいま議題となりました、令和6年度浦臼町一般会計歳入歳出決算ほか3件については、総合的な見地から慎重なる審査を要するものと考えますので、議長並びに議選監査委員を除く議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中に継続審査することを望みます。

○議長（小松正年君）

土屋議員。

○2番（土屋慎一君）

私は、ただいまの動議に対して賛成いたします。

○議長（小松正年君）

ただいま、中川議員から決算審査特別委員会を設置することの動議が提出されました。

この動議は、賛成者がありますので成立いたしました。

決算審査特別委員会を設置することの動議を議題として採決します。

この動議のとおり決定することに賛成の議員は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、本件は決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の審査に付されたいとの動議は可決されました。

引き続き、決算審査特別委員の選任を行います。

お諮りします。

決算審査特別委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定により議長において、議長並びに議選監査委員を除く議員全員を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、議長並びに議選監査委員を除く議員全員を決算審査特別委員に選任することに決定しました。

○議長（小松正年君）

認定第1号 令和6年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和6年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和6年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和6年度浦臼町下水道事業剰余金の処分及び決算の認定について、合わせて4件を決算審査特別委員会に付託します。

ここで暫時休憩します。

休憩中に決算審査特別委員会を開催して、委員長及び副委員長の互選を行っていたきたいと思います。

休憩 午後 3時27分

再開 午後 3時32分

○議長（小松正年君）

それでは、会議を再開いたします。

諸般の報告をします。

休憩中に決算審査特別委員会が開催され、委員長並びに副委員長の互選が行われ、結果について報告がありましたので、周知いたします。

委員長に柴田典男議員、副委員長に野崎敬恭議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第28 発議第2号

○議長（小松正年君）

日程第28、発議第2号 事務の検査についてを議題とします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって討論を終わります。

これより発議第2号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号 事務の検査については、原案のとおり決定いたしました。

◎日程第29 意見書案第3号

○議長（小松正年君）

日程第29、意見書案第3号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を議題とします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」という人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号については、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって討論を終わります。

これより、意見書案第3号を採決します。

本案を、原案のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書は、原案のとおり採択されました。

◎日程第30 所管事務調査について

○議長（小松正年君）

日程第30、所管事務調査についてを議題とします。

総務産業常任委員長から閉会中の事務調査について、会議規則第73条の規定により申し出があります。

お諮りします。

総務産業常任委員長の申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（小松正年君）

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、令和7年第3回浦臼町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時37分